

新規(同一性証明済み機)の第二種機体認証申請ガイド

機体認証における「新規(同一性証明済み機)」とは

⇒型式認証を有さない無人航空機であって、無人航空機同一性証明書、無人航空機適合確認書を有する無人航空機のことを言います。

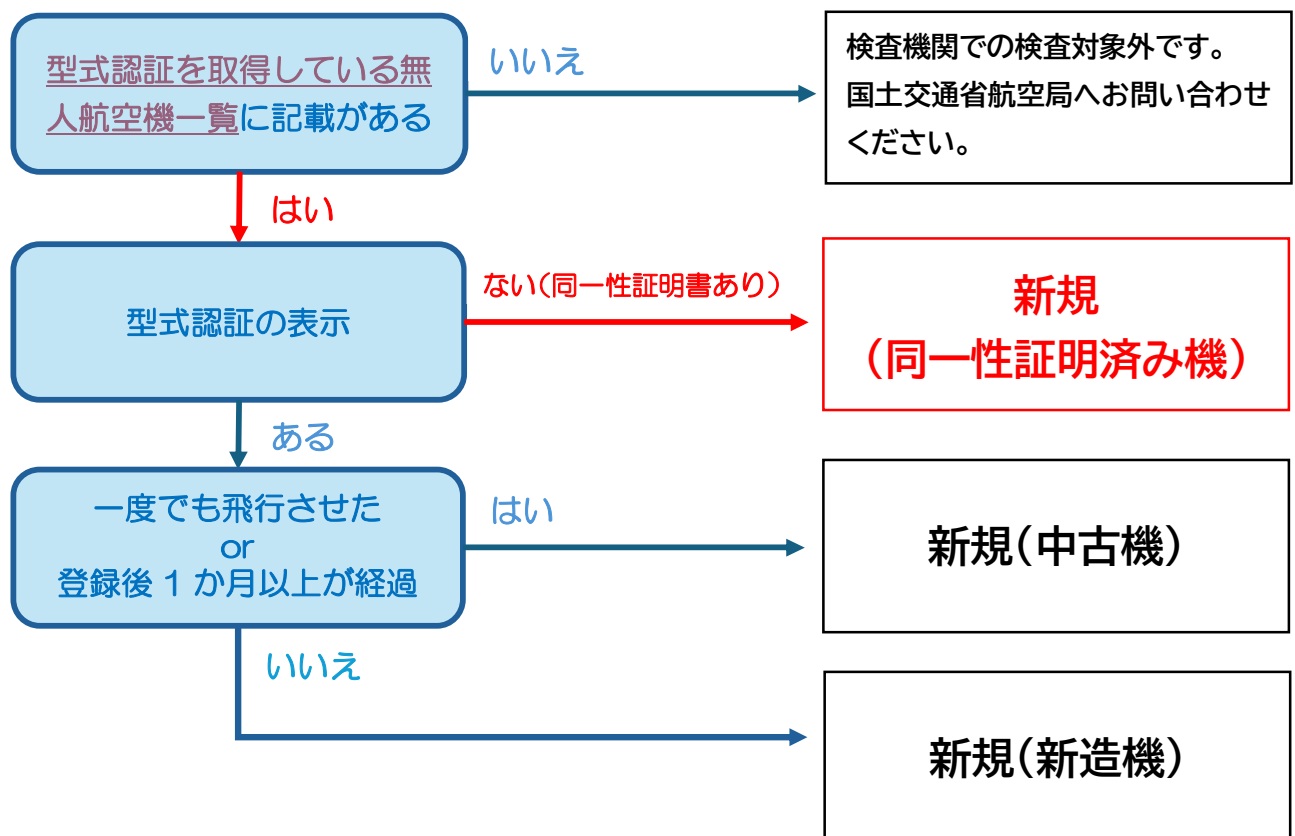
・「型式認証」とは： それぞれの型式に対してメーカーが取得するものです。

型式認証機と同じ型式ではあるものの、型式認証の取得前に販売されたために型式認証を持たない(型式認証の表示ラベルが無い)機体が該当します。

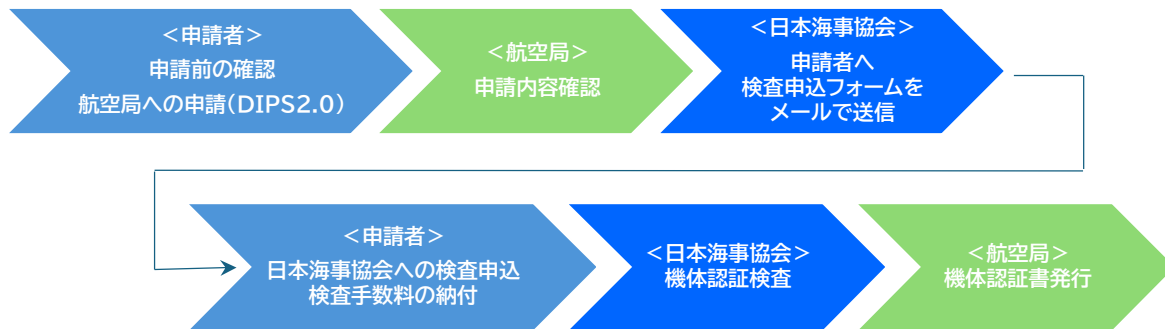
「新規(同一性証明済み機)」の機体認証には、次の3点の書類が必要となります。

- ①無人航空機同一性証明書
(型式認証等保有者(基本的にはメーカーです)が型式認証機と同一であることを証明した書類)
- ②無人航空機適合確認書
(製造者(メーカー)等が機体の安全性を確認したことを示す書類)
- ③現状報告書
(申請者が作成する書類)

同一性証明済み機判定フローチャート



新規(同一性証明済み機)の機体認証検査の流れ



ステップ1 申請前の確認

- ☑ 第二種型式認証を取得している型式と同一の型式であること
派生型や系列機など、少しでも違うモデルは対象外となりますのでご注意ください。
機体に**型式認証書番号(TC No. OO 等)の表示**がある場合は、通常の型式認証機となりますので[日本海事協会 HP](#)に戻り、「新規(新造機)あるいは新規(中古機)」のガイドに進んでください。
- ☑ 機体登録が行われ機体登録記号を取得していること
登録を受けていない無人航空機を航空の用に供することは航空法で禁止されています。
- ☑ 無人航空機同一性証明書を取得していること
無人航空機同一性証明書の発行については、購入した無人航空機のメーカーにお問い合わせください。
- ☑ 無人航空機適合確認書を取得していること
無人航空機適合確認書の発行については、購入した無人航空機のメーカーにお問い合わせください。
※無人航空機適合確認書取得後、30日が経過した場合や一度でも飛行した場合、または改造や加工が行われた場合は適合確認書が失効しますので、ご注意ください。
- ☑ 無人航空機現状報告書を作成していること
国土交通省通達『[無人航空機の検査に関する一般方針](#)』の様式に従って作成してください。

以上を一つでも満たしていない場合は、日本海事協会での検査対象外となります。

ステップ2 航空局への申請

航空局のドローン情報基盤システム(DIPS2.0)から、機体認証新規申請へ進み、ドローン情報基盤システム操作マニュアル「機体認証申請編」に従って申請情報を記入します。

※ 以下に、特に問い合わせの多いチェック項目について解説します。

- ☑ 「型式認証済みの機体」にチェック
 - ※ DIPS の仕様上、型式認証済みの機体扱いで手続きが行われます。
- ☑ 事前調整済みにチェック
 - 機体認証検査においては航空局、検査機関との事前調整は必要ありません。
- ☑ 型式認証書番号欄は、同一性証明書に記載されている型式認証書番号を入力
- ☑ 「型式認証等を受けた者(自作機については設計及び製造者)による整備有無」の「有」にチェック
- ☑ 「型式認証等を受けた者(自作機については設計及び製造者)による整備記録資料」に無人航空機適合確認書を添付
 - ※ 必ず適合確認書記載の『確認日』から30日以内であることを確認してください
- ☑ 「無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類」に無人航空機同一性証明書を添付
- ☑ 「検査書類(上記以外の参考事項を記載した書類)」に無人航空機現状報告書を添付
 - ※ 機体認証書番号及び機体認証書の有効期間を記入する必要はありません
- ☑ 検査の希望場所は「東京都」と入力
- ☑ 検査機関の希望は「一般財団法人 日本海事協会」を選択
- ☑ 検査時期の希望は「申請日の翌日」を入力
- ☑ 使用目的は「空撮、趣味、インフラ点検」等、適宜入力
 - 「飛行禁止空域の飛行」及び「飛行の方法」のチェック欄については、型式認証で認められたものだけを選択してください。型式認証で認められているものは国土交通省航空局のホームページにある「型式認証を取得している無人航空機一覧」で確認できます。

ステップ 3

日本海事協会への検査申込

DIPS への申請が完了すると、国(航空局)により申請内容の確認(申請に必要な資料等が添付されていること)が行われます。申請内容に修正等が必要な場合は、国(航空局)から DIPS にて修正指示が送られますので適宜ご対応をお願いします。

国(航空局)による確認の結果、申請内容に問題がなければ、日本海事協会から『【検査手続きのご案内】第二種機体認証について』というタイトルのメールが送付されます。メール本文中の URL から検査申込みフォームに移動し、検査の申込み手続きをお願いします。

ステップ 4

検査手数料の納付

検査申込み確認後、決済サービス代行会社(PG マルチペイメントサービス)から検査手数料に関する『決済手続きのご案内』というタイトルのメールが送付されます。

メール記載の決済サービスにて手数料額を確認後、決済手段を選択し入金してください。

決済手段はクレジットカード払いと銀行振込、コンビニ振込が可能です。

ステップ 5

機体認証検査 ～ 機体認証書発行

手数料が入金されると、『◆◆◆第二種機体認証検査入金確認のご案内(一般財団法人 日本海事協会)◆◆◆』というタイトルのメールが送付されます。こちらの入金確認をもって正式に申請完了、検査受付となります。

添付された書類の記載内容やその他申請の不備が見つかり、DIPS からメールにて修正が指示される場合がありますので、その際には速やかに対応をお願いします。

また、追加書類の提出の依頼及び修正指示から 30 日を超えても正当な理由なく申請者が対応しなかった場合には、不合格となります。

日本海事協会での検査合格後、『【検査完了のご連絡】第二種機体認証について』というタイトルのメールが送付されます。

以降については国土交通省での手続きとなり、手続き完了後、国土交通大臣から機体認証書が発行されます。